

不適切なサービス管理

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																	
<p>思斉支援学校</p>	<p>特別休暇（服喪休暇）について、親族の対象外の者を承認しているものが2件あった。</p> <table border="1" data-bbox="537 510 1590 684"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>続柄</th> <th>休暇承認日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>配偶者のおば（服喪休暇対象外）</td> <td>令和4年8月23日</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>従兄弟（服喪休暇対象外）</td> <td>令和4年11月18日</td> </tr> </tbody> </table>	職員	続柄	休暇承認日	A	配偶者のおば（服喪休暇対象外）	令和4年8月23日	B	従兄弟（服喪休暇対象外）	令和4年11月18日	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p><b>【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例】</b>                      （特別休暇）                      第15条 任命権者は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める期間の特別休暇を与えることができる。                      六 前各号に掲げるもののほか、人事委員会規則で定める場合 人事委員会規則で定める期間</p> <p><b>【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則】</b>                      （特別休暇）                      第10条 条例第15条第6号の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に定める場合とし、同号の人事委員会規則で定める期間は、当該各号に定める期間とする。                      六 親族の喪に服する場合 別表第5に定める日数以内で必要と認める期間</p> <p>別表第5（第10条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1762 1115 2662 1346"> <thead> <tr> <th>死亡した者</th> <th>日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>父母、配偶者、子</td> <td>7日</td> </tr> <tr> <td>祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>孫、子の配偶者、配偶者の子、祖父母の配偶者、配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、おじ又はおば、おじ又はおばの配偶者</td> <td>1日</td> </tr> </tbody> </table> <p>（以下略）</p> </div>	死亡した者	日数	父母、配偶者、子	7日	祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母	3日	孫、子の配偶者、配偶者の子、祖父母の配偶者、配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、おじ又はおば、おじ又はおばの配偶者	1日
職員	続柄	休暇承認日																	
A	配偶者のおば（服喪休暇対象外）	令和4年8月23日																	
B	従兄弟（服喪休暇対象外）	令和4年11月18日																	
死亡した者	日数																		
父母、配偶者、子	7日																		
祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母	3日																		
孫、子の配偶者、配偶者の子、祖父母の配偶者、配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、おじ又はおば、おじ又はおばの配偶者	1日																		

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年11月9日）